

事業概要

(令和3年度版)



東京都北区
パープルリボンシンボルマーク

スペースゆう

(北区男女共同参画活動拠点施設)

目 次

事業概要

I 施設概要	1
II 組織及び運営体制	3
III 事業概要	4
1 啓発事業（講座等）	4
(1) ゆうレポートの発行	4
(2) 北区男女共同参画週間	5
(3) 北区さんかく大学	6
(4) 女性の活躍推進応援塾	7
(5) スペースゆう主催講座	8
(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業	9
(7) 区民企画協働事業	10
(8) 出前講座	10
(9) 共催事業	11
(10) その他の啓発	12
2 相談事業	13
(1) 年度別・種類別 相談件数（過去5か年分）	13
(2) こころと生き方・DV相談	13
①利用状況	13
②年齢別相談件数	13
③相談内容別件数	14
(3) DV専用ダイヤル（電話相談）	14
(4) 女性のための法律相談	15
①利用状況	15
②年齢別相談件数	15
③相談内容別件数	16
(5) スペースゆう・にじいろ電話相談	17
①利用状況	17
②年齢別相談件数	17
③相談内容別件数	18
3 施設運営	19
(1) 年度別・種類別 利用件数及び人数（過去5か年分）	19
(2) 多目的室利用状況	19
①時間別利用状況	19
②部屋別利用状況	20
③曜日別利用状況	20
(3) その他の施設の利用内訳	21
4 団体登録状況	22
5 情報コーナー（所蔵数・貸出人数）	22
○ 参考資料	
東京都北区男女共同参画条例	23
東京都北区スペースゆう条例	26

I 施設概要

- 1 名称 …… 東京都北区スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）
- 2 愛称 …… スペースゆう
 ＊「スペース」は場所、宇宙という意味であり、開設当時、プラネタリウム付きのホールを併設していたことに起因する。また、「ゆう」は主役はあなたといった「YOU」という意味のほか、友情を育てる「友」、人と人とを結ぶ「結」、遊び（憩い）の場である「遊」という思いをこめたものである。
- 3 所在地 …… 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
- 4 設置年月日… 昭和 46 年（1971 年）3 月 1 日婦人センターとして設置され、平成 4 年（1992 年）4 月 1 日女性センターに名称を変更、平成 16 年（2004 年）4 月 1 日北とぴあに移転し、男女共同参画センターに名称を変更、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）に名称を変更。
- 5 開館時間 …… 9:00～21:00（日曜日 9:00～17:00）
- 6 休館日 …… 月曜日、祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
- 7 施設概要（総面積：633.59 m²）

	室名	面積 (m ²)	定員 (名)	概要
5 階	多目的室A	49	30	男女共同参画を推進するための学習会・講演会・研修会等の目的で、有料で使用できる施設。 「多目的室AB」として1部屋での利用も可
	多目的室B	51	30	
	情報コーナー	—	12	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸出しを行う。
	交流サロン	—	26	少人数の打ち合わせや情報交換の場として利用できる。
	活動コーナー	—	10	グループ活動や打ち合わせ等に利用できる。
	相談室 1	9.5	4	女性のための法律相談等、相談事業を行う。
	相談室 2	10	5	
	ミーティングルーム	19	12	男女共同参画をめざすグループの会議等に利用できる。

8 施設の利用（有料施設）

多目的室

男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できる。

なお、登録団体は施設使用料の5割が減額となる。

9 登録団体の要件

- (1) 男女共同参画を推進することを目的として活動する団体であること。
- (2) 構成員が5人以上で過半数が区内在住、在勤もしくは在学の者で占められていること。
- (3) 営利及び政治、宗教活動を目的とせず、継続的・計画的に事業を行っていること。
- (4) 公益活動の計画立案及び報告ができること。

10 利用の申し込み

利用施設	受付開始日	受付時間	受付場所	申込方法
多目的室 A・B	利用日の2ヶ月前 の日が属する月の 初日	10:00～	スペース ゆう	①申し込みの順番を決 める番号を引く。 ②若い番号順に受付。 ③以降は随時受付。

11 施設使用料

() 内は5割減額時

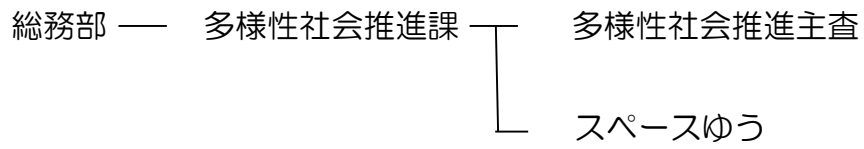
	施設	定員	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
5階	多目的室A	30名	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)
	多目的室B	30名	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)

付帯設備使用料（5割減額の対象外）

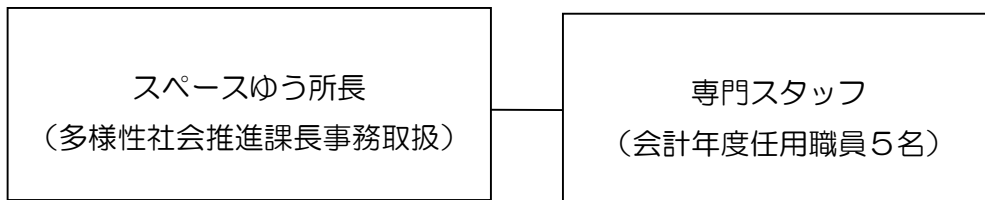
種類	単位	使用料
アップライトピアノ	1台	510円
ビデオ・音響セット	1台	200円
プロジェクター	1台	510円
譜面台	1台	50円
持込器具使用電源設備	1回	200円

Ⅱ 組織及び運営体制（令和4年4月1日現在）

1 組織



2 スペースゆう運営体制



Ⅲ 事業概要

1 啓発事業

(1) ゆうレポートの発行

No.	内 容	発行日
No.52	<ul style="list-style-type: none"> ●特集対談 競技も仕事も大事にしたい 挑戦し続けるトップアスリートたち 山田 美諭選手（オリンピック テコンドー 日本代表） × 太田 渉子選手（パラリンピック テコンドー 日本代表） ●TOPIC 日本の女性は職業選択の幅がなぜ狭い？ 「性差の日本史」からひも解く「無意識の差別」 ●講座レポート 女性の活躍推進応援塾 エンパワーメントセミナー 私たちは女に生まれてモヤってる！ ●コラムインタビュー おうち性教育で親子の絆を深めよう！ 村瀬 幸浩氏 	6月17日
No.53	<ul style="list-style-type: none"> ●特集 DVと貧困の密接な関係 ～DVによる脳の後遺症に苦しむ女性たち～ ●CLOSE UP 男女共同参画週間 安田 菜津紀講演会 ●講座レポート LGBT理解基礎講座 性別をこえて生きるということ ～性の多様性から考える ダイバーシティ&インクルージョン～ ●インタビュー（北区のきらめく旬な人） トキハソース株式会社 代表取締役 田口 伊津子氏 	11月1日
No.54	<ul style="list-style-type: none"> ●特集 さんかく大学 ケアとジェンダー ～ケア役割のジェンダー不平等を見直し、 新たな可能性を模索する～ ●インタビュー（北区のきらめく旬な人） 作家 鈴木 るりか氏 ●講座レポート <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス講演会 育児を知って、社会を変える ～男性が取れば、育休が変わる～ ・男女共同参画防災講座 生き抜くためのアウトドア防災術 ～災害の時こそ多様な視点で助け合おう～ 	3月11日

(2) 北区男女共同参画週間

講座（講演）・日時・会場	講師	内 容	参加数 (定員)
<p>講演会 「フォトジャーナリストが 伝えたいこと ～「世界」を知る、 「自分」を知る～」</p> <p>6月12日（土） 14:00～16:00</p> <p>北とぴあ6階ドームホール</p>	<p>安田 菜津紀氏</p>	<p>人が生きる限り、そこには必ず「日常」がある。世界各地の人の言葉に耳を傾け、写真に収めてきた安田菜津紀氏に、暴力ではなく人同士の「対話」を選択することの大切さと、性別・国籍・文化や宗教の違いを超えて、誰もが生きていてよかったと思える社会の実現について語ってもらう。</p>	<p>46名 (60名)</p>
<p>映画会 「一粒の麦 荻野吟子の生涯」</p> <p>6月19日（土） 14:00～16:00</p> <p>北とぴあ6階ドームホール</p>	<p>-</p>	<p>明治時代、近代日本で初めての女性医師として日本国家が認めた女医、荻野吟子の生涯を描いた伝記ドラマ。まだ女性に医者の認可を与える制度がない時代に、吟子は男性社会の中で道なき道を歩いていく。医師だけでなく、社会活動家としても不屈の精神と大いなる愛に生きた吟子の波乱の生涯の実話を映画化した作品。 (監督 山田火砂子/110分/製作 現代ぷろだくしょん/2019年 日本)</p>	<p>46名 (60名)</p>



(2) 男女共同参画週間



(3) 北区さんかく大学

(3) 北区さんかく大学

男女共同参画の歴史的背景、社会のしくみ・情勢など幅広い知識を学ぶことによって、区民の意識を高めるとともに男女共同参画社会の実現のために地域で活躍できる人材の育成を目的に開催している。

北区さんかく大学 ケアとジェンダー ～ケア役割のジェンダー不平等を見直し、新たな可能性を模索する～ 各日14:00～16:00 会場：スペースゆう多目的室AB 対象：一般 コーディネーター：笹川 あゆみ氏			
講座・日時	講師	内容	参加数 (定員)
第1回 なぜ女性はケア労働をするのか ～「名もなきケア責任」と ジェンダー～ 9月18日(土) スペースゆう多目的室AB	山根 純佳氏 (実践女子大学 人間社会学部准教授)	なぜ、女性はケアを担うのか、「名もなきケア責任」とは何かを探り、それを可視化することにより、ケアを一人で担う状況を打開し、「共にケアする社会」の構築に向けて歩みを進める方法を探る。女性のケア負担の偏りを解決するためには「相互依存」、つまり助けを求めたり、家族全体、社会全体で協働できる社会の構築が必要となる。	29名 (30名)
第2回 家庭におけるケアと支配 ～「男らしさ」とケアは相容れないのか～ 10月2日(土) スペースゆう多目的室AB	平山 亮氏 (大阪市立大学大学院 文学研究科准教授)	男性がケアを担ってこなかったのは「構造制約説」と「社会化説」により「男性がケアしない・できない」ことを正当化しているからに他ならない。ケアをしないこと・できないことを「男であること」に結びつけることは問題である。男性もケアの協働者になるためには、女性が担ってきたケアの流れに沿うような協働が必要である。	26名 (30名)
第3回 ケア労働と女性 ～貧困率の男女差から 読み解く～ 10月9日(土) スペースゆう多目的室AB	竹信 三恵子氏 (ジャーナリスト/ 和光大学名誉教授)	ケアに関わる労働者には女性が多く、また男女の賃金格差も大きい。その背景には「ケア」の仕事は専門職であるにも関わらず「女性が主婦としてやっているような仕事に高いお金は払えない」という社会通念がある。また、多くの女性は非正規雇用であり賃金も低い。「職業別最低賃金」と「同一価値労働同一賃金」という考え方が必要である。	27名 (30名)
第4回 介護を担う子どもたち ～ヤングケアラーと 「お手伝い」を分ける視点～ 10月17日(日) スペースゆう多目的室AB	澁谷 智子氏 (成蹊大学文学部 現代社会学科教授)	日本の家族の世帯人数が減少し、少子高齢化が進み、家族の力が弱体化しているため、若者や子どもにケアの負担が生じているが、「家族のことは家族で」という規範が強く、孤立している子どもたちも多い。「お手伝いをする良い子」という「美談」で片づけずに、子どもが担っているケアの実態を解像度を上げて把握することが求められている。	24名 (30名)
第5回 ジェンダー視点からのケア再考 ～ふりかえりと意見交換を 中心に～ 10月23日(土) スペースゆう多目的室AB	笹川 あゆみ氏 (東京家政大学 非常勤講師)	第1回～4回までのさんかく大学を振り返り、ケア役割やケア労働の現状を改善していくために、どのような変化が必要かについて参加者と一緒に話し合い、意見をまとめる。	16名 (30名)

(4) 女性の活躍推進応援塾

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員)
エンパワーメントセミナー 私たちは女に生まれてモヤってる！ ～ジャストフィットな生き方は自分で決める～ 5月15日(土) 14:00～16:00 スペースゆう多目的室AB	コラムニスト/ラジオ パーソナリティ/作詞家 ジェーン・スー氏	「女らしさ」「男らしさ」「無意識の偏見」などに囚われて日常生活を送っていないか、「当たり前」とされてきた価値観を問い直し、生き辛さは決して本人に起因するものではないことを理解する。時代の変化を柔軟に受け入れ、心を軽くして、自分の可能性は思っている以上に大きいと信じて生きようという内容の講演。	30名 (30名)
キャリアアップセミナー ～わたしを「創る」働き方をめざして～ 11月7日(日) 10:00～12:00 スペースゆう多目的室AB	株式会社日経BP 日経×WOMAN編集委員 (創刊編集長) 羽生 祥子氏	働く女性の変化や、経営者に必要とされる「変わること」について解説。また、「人生時計」のワークを通して、自身のキャリアをロングスパンで考えることや、リスキリング(学び直し)の重要性、「～のために」という献身性を見直し、「自分を主人公にした生き方」を見つける重要性について学ぶ講座。	18名 (30名)
起業家支援セミナー 女性のための起業スタートアップ ～WEB、SNSを使用した効果的な集客方法～ 2月19日(土) スペースゆう多目的室AB 14:00～16:00 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止	Shikama.net 代表/ チーフSNSマネージャー /ウェブ解析士 志鎌 真奈美氏	-	- 名 (30名)

再就職準備セミナー 各日10:00～12:00 会場：スペースゆう多目的室AB 対象：主に結婚・出産・育児・介護などの理由で現在離職中かつ再就職を希望する女性			
講座・開催日	講師	内容	参加数 (定員)
第1日目 【マインド編】 なりたい自分へ、はじめの一步 ～就職への橋渡し、ハロートレーニング 急がば学べ～ 10月21日(木) 10:00～12:00 スペースゆう多目的室AB	東京労働局 ハローワーク王子 職業相談部門(訓練) 就職支援ナビゲーター 吉越 久恵氏	仕事復帰を考える女性が、一歩踏み出すきっかけとなるプログラム。なりたい自分をイメージして実現するために必要なノウハウや未来年表を用いて時代のニーズを予測して自分にあう働き方について考える。仕事探しに役立つスキルを習得できる「求職支援制度」を知り、再就職先の選択肢の幅を広げる。また、ハローワーク個別相談の予約を受け付ける。	20名 (20名)
第2日目 【実践編】 伝わる応募書類と面接のコツ！ 10月22日(金) 10:00～12:00 スペースゆう多目的室AB	みらいみゆきコンサル タント事務所 代表 大場 美由紀氏	履歴書などの応募書類の書き方のコツや注意点を実践的に学び、明日から実際に使える術を覚える。また、面接での印象アップに役立つ良い姿勢や表情、マナー、マスク着用での笑顔のポイントなどをペアワークなどを通して知り、自分を効果的にアピールする方法について学ぶ。	17名 (20名)

(5) スペースゆう主催講座

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
<p>LGBT理解基礎講座 性別をこえて生きるということ ～性の多様性から考える ダイバーシ ティ&インクルージョン～</p> <p>7月3日(土) 14:00～16:00 スペースゆう多目的室AB</p>	<p>広告会社 経営企画部長 岡部 鈴氏</p>	<p>東京オリンピック開催を控え、オリン ピック憲章が求める「差別を受けるこ となく権利や自由が享受できる」とい う精神および2019年4月施行の「東京 都オリンピック憲章にうたわれる人権 尊重の理念の実現のための条例」の普 及啓発やLGBTに対する理解促進を目 的とし、トランスジェンダーの講師か ら、LGBTの基礎知識と経験を交えて お話しいただき、多様性について学ぶ 講座。</p>	<p>19名 (30名) 一般</p>
<p>男性向け啓発講座 「男だから」は窮屈だ! ～自分もまわりも尊ぶ方法を考える～</p> <p>1月15日(土) 14:00～16:00 スペースゆう多目的室AB</p>	<p>名古屋大学男女共同参画 センター特任助教/社会学者 川口 遼氏</p>	<p>「男だから」という考え方に縛られた り、社会の中で無意識に身につしてい る固定観念が、自分自身を生きにくく したり、ひととの関係性を歪めてしま う場合がある。男性性へのあり方や拘 りが、ときには、暴力やハラスメン ト、自殺の原因に繋がる可能性がある ことに触れ、社会学の視点から、自分 や周囲のひととの向き合い方や尊び方 を考える講座。</p>	<p>13名 (30名) 一般 (主に男性)</p>
<p>DV理解基礎講座 見えないDV いま私たちに できること ～ジェンダーと女性に対する暴力～</p> <p>11月27日(土) 14:00～16:00 スペースゆう多目的室AB (共催:子ども家庭支援センター)</p>	<p>お茶の水女子大学名誉教授 戒能 民江氏</p>	<p>DVの種類、DVの構造、婦人保護事業 の限界と女性支援法への期待について 学ぶ。児童虐待とDVは一体として起き ることが多いともされ、より踏み込ん だ対策が喫緊の課題であることや、複 合的な問題を抱えるDVの実態や影響を 知り、被害者に対する理解や社会問題 のDVを自らの問題として関心をもつこ とが大切であると学ぶ。</p>	<p>26名 (30名) 一般</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス講演会 育児を知って、社会を変える ～男性が取れば、育休が変わる～</p> <p>12月10日(金) 18:30～20:10 スペースゆう多目的室AB</p>	<p>大正大学心理社会学部准教授 田中 俊之氏</p>	<p>男女の賃金格差や「男は仕事、女は家 庭」という性別役割分担意識が、男女 の子育てへの関わり方に大きな差を生 んでいる現状を、育児休暇取得の差に 焦点を当てて認識し、その状況打開が 生み出すさまざまな効用を理解する講 演会。夫が育児休暇を進んで取得し育 児に積極的に関わることで、子の関 わりを豊かにし、妻の就業・職場復帰 を後押しするのみならず、夫自身の生 き方、価値観を見直すことにつながる ことを、講師自身の子育て体験も込 めて講演。</p>	<p>18名 (30名) 一般、中小企 業経営者、人 事・労務管理 担当者 など</p>
<p>男女共同参画防災講座 生き抜くためのアウトドア防災術 ～災害の時こそ多様な視点で 助け合おう～</p> <p>動画公開 2月8日～3月4日 (共催:防災・危機管理課) ※新型コロナウイルスの感染拡大 防止のため、動画配信に変更</p>	<p>アウトドア防災ガイド あんどう りす氏</p>	<p>アウトドアライフの知恵も生かして地 震や豪雨などの災害から命を守るポイ ントを学び、地域の皆で生き抜くため の防災術を知る講座。コロナ禍におけ る新たな防災の工夫と、避難所生活で 多様な視点から助け合う重要性につい ても学ぶ。 動画の構成 ①アウトドア対策の知恵 ②地震対策 ③豪雨・水害対策 ④暮らしに役立つアウトドアグッズ ⑤災害の時こそ多様な視点で助け合 おう</p>	<p>20名 (20名) 一般</p>

(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

中学生や高校生のみなさんが、さまざまな分野の職業について具体的で明確なイメージを持ち、夢と希望を持ってチャレンジできるよう、比較的女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高校に派遣し、その職業を選択した経緯や向き合う姿勢などについて講演会等を実施している。

開催校・日時	講師	職業	対象学年 受講生徒数
桐ヶ丘高等学校	新田 コリ氏 大塚 紀子氏 鈴木 啓美氏	指揮者 鷹匠 フェアトレード	1～4学年 360名
6月18日(金) 10:30～11:30			
6月18日(金) 13:00～14:00 6月18日(金) 15:30～16:30			
飛鳥高等学校	胤森 なお子氏	フェアトレード	1学年 193名
7月7日(水) 11:20～12:20			
明桜中学校	小田嶋 良氏	パイロット	1～2学年 375名
7月9日(金) 13:30～14:30			
稲付中学校	郡司 芽久氏	研究者	2学年 125名
10月16日(土) 9:45～10:35			
赤羽岩淵中学校	宮本 二史子氏	消防士	2学年 161名
10月28日(木) 13:30～15:20			
神谷中学校	宮本 二史子氏	消防士	2学年 37名
11月19日(金) 13:30～14:20			
桐ヶ丘中学校	鈴木 啓美氏	フェアトレード	2学年 122名
11月24日(水) 13:30～14:20			



(7) 区民企画協働事業

区は、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対し、会場提供及び広報協力などを行い、区民との協働により、広く男女共同参画を推進するための事業を実施している。

子どもの自己肯定感を育む 子育てハッピーセミナー（全3回） 企画・運営団体：てとての会 各日10:00～12:00 会場：スペースゆう多目的室AB		
講座・日時・会場	内 容	参加数 (定員) 対象
第1回 自己肯定感を育てる 子育てハッピーセミナー 1月9日（日） 10:00～12:00	講義とグループワークを中心に、子育てにおける自己肯定感の大切さと、「甘え」の重要性について学んだ。グループワークでは、講義で気づいたことや感想のシェアや、普段の子育てにおける悩みの共有を行った。	17名 (20名) 子育て中の方 子育てに関心のある方
第2回 パパのための 子育てハッピーセミナー 1月23日（日） ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、中止	-	- 名 (20名) 父親 子育てに関心のある方
第3回 おじいちゃん おばあちゃんのための 子育てハッピーセミナー 2月6日（日） ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、中止	-	- 名 (20名) 孫育て中の方 子育てに関心のある方

(8) 出前講座

区内の団体を対象に、各団体の申請により、男女共同参画に関するテーマにもとづいた講座を出前で実施している。

講座・日時・会場	講師	内 容	参加数
デートDV講座 3月10日（木） 11:00～12:15 田端中学校	NPO法人 レジリエンス代表 西山さつき氏	交際相手からの暴力であるデートDV を未然に防ぐための講座。	3学年 76名
デートDV講座 3月15日（火） 10:45～11:45 飛鳥中学校			3学年 97名
デートDV講座 3月15日（火） 14:30～15:20 桐ヶ丘中学校			3学年 135名

(9) 共催事業

事業名・日時・会場	主催団体	内 容	参加数 (定員)
<p>2021 ねっとわーくまつり</p> <p>4月17日(土) 13:00~16:30</p> <p>4月18日(日) 10:00~16:35</p> <p>北とぴあ5F、6F</p>	<p>北区男女共同参 画推進ネット ワーク</p>	<p>「一人ひとりがそれぞれの能力を活かし合 い、共に生きる社会をつくるために」を テーマに、区民への啓発普及と区民との交 流を目的とした講演会、映画上映会、ス テージ発表、展示等を行う。</p> <p>①講演会 「ジェンダー平等からダイバーシティ へ?」 中央学院大学准教授 皆川満寿美氏</p> <p>②ステージ発表 ミュージックベル、 鍵盤ハーモニカ演奏など</p> <p>③映画上映会 2回上映 「ジェイン・ジェイコブズ ~ニューヨーク都市計画革命~」</p> <p>④展示 北区男女共同参画推進ネットワ ーク及び同団体会員の活動報告など</p>	<p>①講演会 62名 ②映画上映会 1回目 43名 2回目 31名 ③ステージ 発表 55名</p> <p>(60名)</p>
<p>子育てママの未来計画 前期後期同じ内容で開講 レジリエンス編、家政学入門編 それぞれ2回連続講座</p> <p>前期(1)レジリエンス編 ①5月22日(土) ②5月29日(土) (2)家政学入門編 ①6月5日(土) ②6月12日(土)</p> <p>後期(1)レジリエンス編 ①9月3日(金) ②9月10日(金) (2)家政学入門編 ①9月17日(金) ②9月24日(金)</p> <p>各日10:00~11:30</p> <p>オンライン (Zoom)</p>	<p>東京家政大学 板橋区 北区 (3者共催)</p>	<p>レジリエンス編： 多忙な子育て中などに遭遇する困難を乗り 越える力「レジリエンス」について学ぶ講 座。教材(テキスト、レジュメ)とホワイト ボードアプリ「miro」を使用して、参 加者が自らの経験や気持ちを語り、意見交 換を通じて参加同士が認め合い共感するこ とで、自分の時間を取り戻すことの重要 性、自分に負担をかけ過ぎない、自分を責 めない思考方法が大切であることを知る。</p> <p>家政学入門編： 日々の生活を経営ととらえ、自分が持つ生 活資源(時間、お金、人間関係、経験等) を活用する方法を見出す実践的な講座。 「miro」を使用して、参加者が自らの生 活上の工夫や苦勞を振り返り、他の参加者 と共有することにより、新たな気づきを得 て、将来の自分を具体的にイメージするこ と、自らの経験や能力を認識することの重 要性を学ぶ。</p>	<p>前期 (1) ①10名 ②9名 (2) ①10名 ②9名</p> <p>後期 (1) ①10名 ②11名 (2) ①11名 ②9名</p> <p>(北区 各15名) (各コース 北区・板橋区 合計30名)</p>

(10) その他の啓発

●男女共同参画に関するパネル展示

- ・中央図書館での特設コーナー設置
5月28日(金)～6月23日(水)まで男女共同参画に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。
- ・平和祈念週間でのパネル展示
総務課が主催する「平和祈念週間事業」(8月3日(火)～8月7日(土))で男女共同参画に関するパネルを展示した。

●DVに関する啓発

- ・コミュニティバスラッピング
11月中旬から約1か月間、区内を走るコミュニティバスの車体に北区パープルリボンシンボルマークをラッピングした。
- ・中央図書館での特設コーナー設置
10月29日(金)～11月24日(水)までDV(デートDV含む)に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。

※パープルリボンは女性への暴力の根絶運動で用いられるアウェアネス・リボン(支援や声明を表す)である。



平和祈念週間事業でのパネル展示



東京都北区パープルリボンシンボルマーク



コミュニティバスラッピングチラシ

(9) 共催事業チラシ



2 相談事業

(1) 年度別・種類別 相談件数（過去5か年分）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
こころと生き方・DV相談	673	650	617	674	731
DV専用ダイヤル（電話相談）	80	94	75	99	86
女性のための法律相談	60	70	65	67	70
合計	813	814	757	840	887

※「DV専用ダイヤル」は平成28年度より開始

(2) こころと生き方・DV相談

※女性相談（女性相談員による相談：一回 面談50分、電話の場合は30分）

毎週火曜日	10:00～16:45
第1・5水曜日	15:00～19:45
第2・4水曜日	13:00～17:45
第3水曜日	10:00～14:45、17:00～19:45
第1・3・5金曜日	10:00～15:45
第1・3土曜日	10:00～11:45
第2・4土曜日	10:00～15:45
第1・3日曜日	10:00～15:45

※男性相談（男性相談員による電話相談：1回30分）

第1木曜日	16:00～19:30
第3土曜日	13:00～16:30

①利用状況（予約・受付等）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
件数	62	49	80	62	65	60	65	55	65	48	56	64	731	
うち男性	2	1	4	4	3	4	5	3	5	3	-	3	37	
内訳	来所	45	39	55	43	49	38	47	46	53	40	50	51	556
	電話	17	10	25	19	16	22	18	9	12	8	6	13	175
	(夜間)	5	3	11	3	8	7	8	5	8	8	5	5	76
相談枠数	95	74	101	95	90	89	90	85	84	71	84	98	1,056	
相談日数	18	14	19	18	17	17	17	16	16	14	16	20	202	

②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	有	1	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-	6	
	無	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	
30代	有	4	1	7	4	9	6	5	3	8	5	10	9	71	
	無	3	2	3	5	4	3	6	4	4	2	2	1	39	
40代	有	9	7	7	3	7	7	8	7	13	11	5	9	93	
	無	13	8	15	11	13	8	12	7	5	4	6	9	111	
50代	有	14	14	21	18	17	14	13	18	15	15	15	17	191	
	無	10	9	15	11	10	13	12	9	6	7	8	9	119	
60代	有	2	2	3	-	2	4	2	2	5	2	6	5	35	
	無	2	3	7	3	3	4	4	2	4	1	3	4	40	
70代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無	1	1	1	4	-	1	3	2	1	-	1	1	16	
80代以上	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	5	
不明	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	
合計		62	49	80	62	65	60	65	55	65	48	56	64	731	731

③相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力	10	11	17	7	15	15	15	6	11	7	14	8	136
生き方	16	10	18	15	15	16	14	13	13	11	11	12	164
こころ	11	7	13	6	10	8	12	9	10	7	6	12	111
からだ	-	-	1	1	1	1	1	2	-	-	1	1	9
夫婦	14	10	15	19	12	4	10	13	18	7	10	16	148
子ども	4	5	7	7	4	5	6	5	3	10	11	12	79
家庭	4	3	5	4	4	4	2	5	3	5	3	3	45
仕事	3	2	3	3	4	5	1	2	6	-	-	-	29
その他	-	1	1	-	-	2	4	-	1	1	-	-	10
合計	62	49	80	62	65	60	65	55	65	48	56	64	731

(3) DV専用ダイヤル（電話相談）

火～金曜日 9:00～17:00

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	4	9	6	6	17	6	3	8	2	3	8	14	86

スペースゆめ 利用案内

■ 相談時間
 朝9～21:00（日曜日8:00～17:00）

■ 相談の利用時間
 午後の部 8:00～12:00
 午後の部 18:00～17:00
 夜間の部 18:00～21:00

■ 休館日
 毎高月曜日
 祝日（御祭日の場合はその前日・後日となります）
 年末年始（12/28～1/7）

■ 相談業務
こころと生き方・DV相談（予約制）
 DV、夫婦、親子関係、職場や学校でのセクハラ・ハラスメントや人間関係など、生きていく上での様々な問題の相談に応じます。

■ 対象・性別 相談時間 50分 電話相談 50分

火曜 昼部 10:00～16:50 6枠
 水曜 第1・5 16:00～19:50 5枠
 第2・4 19:00～17:50 5枠
 第3 16:00～16:50 1枠
 木曜 第1・3・5 10:00～16:50 5枠
 土曜 第1・3 10:00～11:50 2枠
 第2・4 10:00～15:50 5枠
 日曜 第1 10:00～15:50 5枠
 第2 10:00～15:50 5枠
 ※女性の専門相談員がおります。

対象・性別 相談時間のみ 30分

水曜 第1 16:00～19:30 5枠
 土曜 第3 13:50～16:30 5枠
 ※男性の専門相談員がおります。

女性のための法律相談（予約制）
 離婚や相続、性暴力被害、職場や学校におけるセクハラ・ハラスメント、虐待・労働上のトラブルなど、法的対応が必要な様々な問題を、適切な観点から相談に応じます。

対象・女性 相談時間 30分

水曜 第3 17:00～19:15 4枠
 土曜 第1 10:30～11:45 4枠
 ※女性専門士がおります。
 ※相談は一人一時間以内となります。

相談方法 電話にて予約の上、お越しください。
 問合受付時間 9:00～19:00
 ※前開時の経済状況、手帳・外国語翻訳機などを持参してください。
 詳しくはお問い合わせください。

活動の利用申込方法（告知版）

活動名	申込開始日	申込時期	申込場所	申込方法
多言語相談4～16	毎月15日 21日及びその翌日 隔月の第1日	1週間前～ 前夜まで （4層）	①ゆめ ②ゆめゆめ	①ゆめゆめ内の電話予約センター ②ゆめゆめへ直接

※上記の活動終了後は、電話予約センターへ、活動終了の連絡が必要です。

活動の利用料

項目	料金	年度4月～12月	年度1月～3月	年度4月～12月	年度1月～3月
参加料	無料	720円	1,120円	720円	1,440円
多言語相談	無料	720円	1,120円	720円	1,440円

※多言語相談は一律無料です。多言語相談料は別途発生いたします。
 ※多言語相談については、別途申し込みが必要です。
 ※スペースゆめは、活動終了後は、活動終了の連絡が必要です。

提供設備の条件
 ①男女別等身鏡を備えること。鏡は活動中に活用していただく場合があります。
 ②相談員が2人以上以上で運営が可能な体制、性別を問わずに活動できること。
 ③常時及び緊急時、非常用電源が使用可能であること。
 ④緊急時の対応マニュアルが備わっていること。

スペースゆめ（北区男女共同参画活動拠点施設）
 〒114-8509 東京都北区本郷1-1-1 本郷Vビル
 TEL: 03-3913-0015 FAX: 03-3913-0016 E-mail: space-yume@city.kita.jp
 URL: http://www.city.kita.tokyo.jp/310/kusashu/johoku/spaceyume/

北区DV専用ダイヤル
☎03-3913-0015
 火曜日～金曜日 9時～12時 及び 13時～17時
 （日・土・日・祝日、年末年始、長期休業日を除く）

このダイヤルにはすべてが出来ます。

多言語相談	DV相談	法律相談	生活相談	子育て相談	就業相談
相談員が2人以上で対応可能	相談員が2人以上で対応可能	相談員が2人以上で対応可能	相談員が2人以上で対応可能	相談員が2人以上で対応可能	相談員が2人以上で対応可能

※このダイヤルは、活動終了後は、活動終了の連絡が必要です。
 ※活動終了後は、活動終了の連絡が必要です。
 ※活動終了後は、活動終了の連絡が必要です。
 ※活動終了後は、活動終了の連絡が必要です。
 ※活動終了後は、活動終了の連絡が必要です。
 ※活動終了後は、活動終了の連絡が必要です。

(4) 女性のための法律相談

毎月 第1土曜日 9:30~11:45 (4枠)

第3木曜日 17:00~19:15 (4枠)

※新型コロナウイルス感染状況により、相談枠の変動あり。

①利用状況 (予約・受付等)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	8	8	6	5	7	5	5	6	5	5	4	6	70
相談枠数	8	8	8	8	8	8	5	6	6	6	6	6	83
相談日数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
30代	有	-	-	-	1	-	1	-	-	1	1	1	-	5	9
	無	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	4	
40代	有	5	3	2	2	3	1	1	2	-	3	-	1	23	31
	無	-	-	-	1	1	-	-	4	-	-	-	2	8	
50代	有	2	4	2	-	3	-	2	-	2	1	2	1	19	22
	無	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	
60代	有	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	1	4	6
	無	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	
70代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80代 以上	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1
不明		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		8	8	6	5	7	5	5	6	5	5	4	6	70	70

③相談内容別件数（含重訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
離婚	5	6	4	3	6	4	3	5	5	5	3	4	53
財産分与	1	4	2	1	4	3	2	1	5	1	2	2	28
相続	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	2
養育費	-	3	1	1	2	2	-	2	-	1	-	2	14
夫婦別姓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
結婚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども	-	-	1	-	2	1	1	2	-	1	1	2	11
人間関係	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	3
暴力	-	-	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	5
セクハラ	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	3
仕事	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	3
隣家トラブル	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2
金銭トラブル	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
賃貸契約	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
その他	3	2	1	3	1	-	2	2	1	2	2	-	19
合計	10	16	11	11	19	11	11	14	13	11	8	11	146

(5) スペースゆう・にじいろ電話相談

毎月 第1土曜日 14:00~17:00

第4木曜日 17:00~20:00

①利用状況（予約・受付等）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	-	-	-	2	1	1	2	1	-	2	-	10
相談日数	2	2	2	1	2	1	2	2	2	1	2	2	21

②年齢別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10代	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
20代	-	-	-	-	2	1	1	1	-	-	-	-	5
30代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50代	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
60代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70代以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	2
合計	1	-	-	-	2	1	1	2	1	-	2	-	10

③相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
心とからだ	-	-	-	-	2	1	1	2	1	-	-	-	7
仕事・経済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族・親族関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他との人間関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
SOGI関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 （医療）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 （福祉）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 （教育）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 （法律）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
合 計	1	-	-	-	2	1	1	2	1	-	2	-	10

3 施設運営

(1) 年度別・種類別 利用件数及び人数（過去5か年分）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	多目的室	701	707	645	446	545
	ミーティングルーム	255	246	216	69	110
	情報コーナー	34	70	74	121	62
	活動コーナー	370	374	231	308	352
合計		1,360	1,397	1,166	944	1,069
人数	多目的室	10,173	9,649	8,354	4,514	5,678
	ミーティングルーム	1,365	1,282	1,221	308	506
	情報コーナー	74	99	88	130	70
	活動コーナー	1,244	1,198	92	316	352
合計		12,856	12,228	9,755	5,268	6,606

(2) 多目的室利用状況

①時間別利用状況

月	午前（9時～12時）		午後（1時～5時）		夜間（6時～9時）		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	25	250	23	305	6	79	54	634
5月	6	46	6	70	-	-	12	116
6月	17	117	19	187	2	42	38	346
7月	24	180	25	298	3	47	52	525
8月	10	69	18	182	4	61	32	312
9月	22	198	18	234	3	53	43	485
10月	29	215	27	407	4	64	60	686
11月	32	270	27	374	5	64	64	708
12月	28	205	28	333	4	69	60	607
1月	24	182	15	169	5	64	44	415
2月	15	118	14	145	3	40	32	303
3月	26	218	24	260	4	63	54	541
合計	258	2,068	244	2,964	43	646	545	5,678
月平均	22	172	20	247	4	54	45	473

②部屋別利用状況（件）

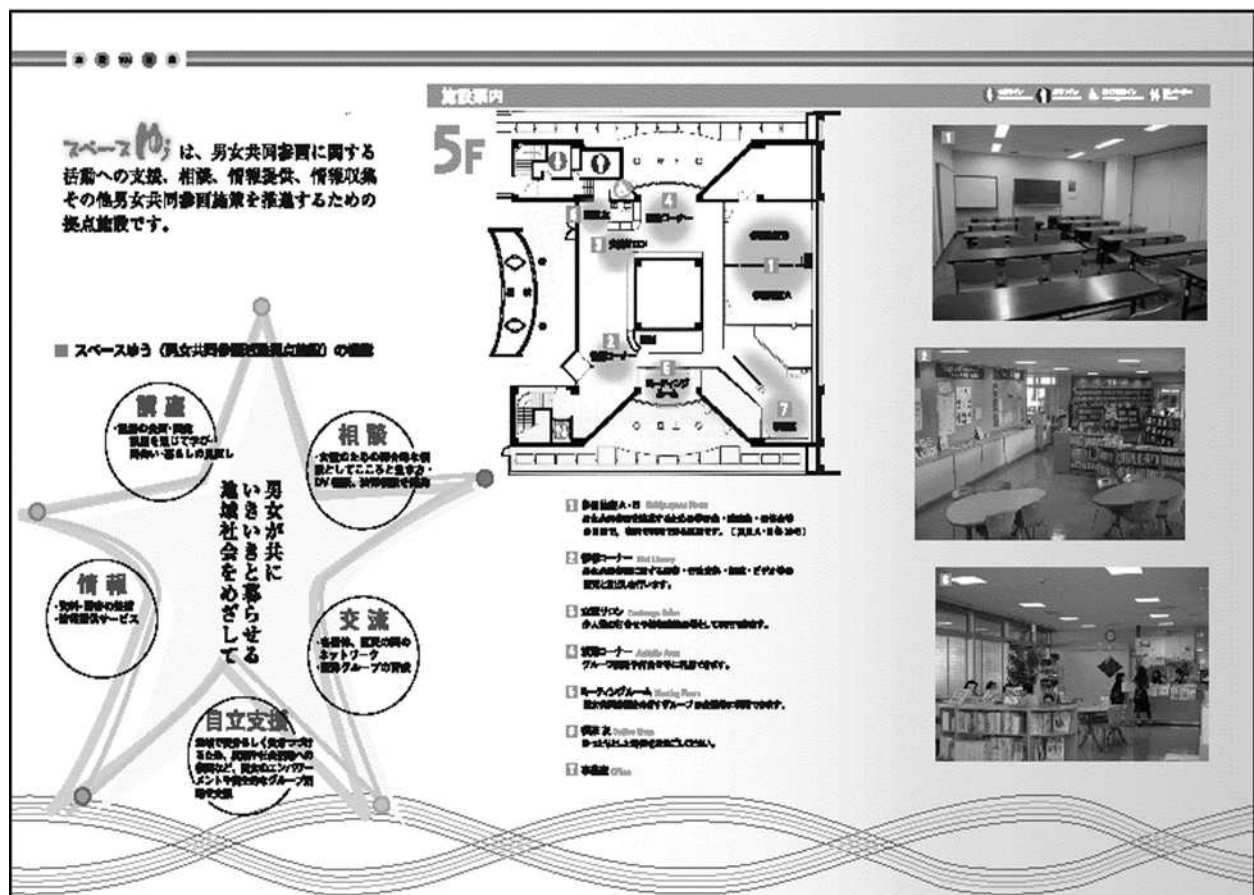
月	多目的室A・B	多目的室A	多目的室B	合計
4月	26	14	14	54
5月	5	3	4	12
6月	11	14	13	38
7月	23	12	17	52
8月	15	8	9	32
9月	21	7	15	43
10月	28	16	16	60
11月	22	19	23	64
12月	21	18	21	60
1月	16	13	15	44
2月	12	10	10	32
3月	22	13	19	54
計	222	147	176	545

③曜日別利用状況

月	火曜		水曜		木曜		金曜		土曜		日曜		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	9	67	8	91	11	118	10	104	8	127	8	127	54	634
5月	2	15	3	23	1	4	1	6	3	44	2	24	12	116
6月	9	78	9	95	7	76	8	54	2	21	3	22	38	346
7月	11	76	9	107	10	94	6	59	7	104	9	85	52	525
8月	4	33	5	39	9	94	4	25	2	25	8	96	32	312
9月	5	43	10	106	8	85	6	58	6	97	8	96	43	485
10月	13	84	10	136	10	112	10	110	10	163	7	81	60	686
11月	14	111	8	85	16	186	11	107	6	98	9	121	64	708
12月	9	73	10	127	17	127	9	97	7	106	8	77	60	607
1月	6	40	8	91	11	86	8	55	3	45	8	98	44	415
2月	7	58	5	33	8	75	4	40	3	50	5	47	32	303
3月	7	56	12	147	11	99	9	83	6	75	9	81	54	541
合計	96	734	97	1,080	119	1,156	86	798	63	955	84	955	545	5,678

(3) その他の施設の利用内訳

月	情報コーナー		ミーティングルーム		活動コーナー		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	5	5	9	43	23	23	37	71
5月	4	4	8	34	21	21	33	59
6月	6	6	5	32	27	27	38	65
7月	3	3	5	31	20	20	28	54
8月	11	14	7	15	19	19	37	48
9月	5	6	7	28	30	30	42	64
10月	7	7	15	61	33	33	55	101
11月	7	7	14	71	29	29	50	107
12月	2	2	13	65	43	43	58	110
1月	3	3	10	50	44	44	57	97
2月	2	5	4	15	30	30	36	50
3月	7	8	13	61	33	33	53	102
合計	62	70	110	506	352	352	524	928
月平均	5	6	9	42	29	29	44	77



4 団体登録状況（各年度3月31日現在）

	新規登録数	登録数
平成29年度	3件	58団体
平成30年度	6件	60団体
令和元年度	3件	55団体
令和2年度	5件	58団体
令和3年度	6件	60団体

5 情報コーナー（所蔵数・貸出人数）

○所蔵数合計	4,440点
図書	4,288冊
ビデオ・DVD	152本
○貸出資料合計	378点
図書	345冊
ビデオ・DVD	33点
○貸出延人数	242名



○参考資料

東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。

北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を發揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活

を営むことができること。

六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。

七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

(あらゆる情報の公表への配慮)

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

(区の責務)

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

(区民の責務)

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよ

う努めるものとする。

2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

(基本的施策)

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策

三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策

五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策

六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策

七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

(行動計画)

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。

4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
 - 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
 - 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
 - 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることがで

きる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
 - 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有するものうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。
（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

東京都北区スペースゆう条例

（平成 15 年 12 月 5 日条例第 39 号）

(設置)

第一条 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進並びに区民の自主的な活動拠点として、東京都北区スペースゆう（以下「スペースゆう」という。）を東京都北区王子一丁目十一番一号に設置する。

(事業)

- 第二条 スペースゆうは、次に掲げる事業を行う。
- 一 男女共同参画推進のための各種の講座及び研修等の実施に関する事。
 - 二 男女共同参画をめざす区民（区内に在勤する者及び在学する者を含む。）相互の交流の機会及び場の提供に関する事。

- 三 女性総合相談事業に関する事。
- 四 男女共同参画推進に関する情報、記録、図書その他の資料の収集及び提供に関する事。
- 五 前各号のほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第三条 スペースゆうには、次の施設を設ける。

- 一 交流サロン
- 二 情報コーナー
- 三 活動コーナー
- 四 相談室
- 五 ミーティングルーム
- 六 多目的室
- 七 その他区長が必要と認める施設

(使用)

第四条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める附帯設備を使用できる者は、男女共同参画を推進するために使用する者で、次に掲げるものとする。

- 一 東京都北区（以下「区」という。）と共催で事業を行うために使用するもの
- 二 区内の官公署その他これに準ずるもの
- 三 区内に住所を有する者又は区内に在勤し、若しくは在学する者を主な構成員とする団体
- 四 その他区長が認めたもの

(使用の承認及び不承認)

第五条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び規則で定める附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の使用承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項の使用承認をしない。

- 一 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- 二 営利を目的とする行為があると認められるとき。
- 三 管理上支障があると認められるとき。
- 四 前三号のほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第六条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料（以下「使用料」

と総称する。)を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用料をその五割の範囲内で減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更禁止)

第十条 使用者は、スペースゆうの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

一 使用の目的に反する行為をしたとき。

二 この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

三 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、施設を現状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第十三条 スペースゆうに損害を与えた者は、区長が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、東京都北区北とびあ科学館条例を廃止する条例(平成十五年十二月東京都北区条例第四十号)の規定による廃止前の東京都北区北とびあ科学館条例の規定によりなされたプラネタリウムホール及び当該プラネタリウムホールの使用に伴い使用する附帯設備の使用の申請は、この条例の規定によるプラネタリウムホール及び附帯設備の使用の申請とみなす。

(準備行為)

3 施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則 (平成二六年一〇月三日条例第二九号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年七月三日条例第五一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区男女共同参画センター条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に承認する使用に係る使用料について適用し、施行日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則 (平成二八年一二月五日条例第七九号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表 (第四条—第六条関係)

区分	午前 (午前九時～午後 零時)	午後 (午後一時～午後 五時)	夜間 (午後六時～午後 九時)
施設名			
多目的室 A・B	1,440円	2,240円	2,880円
多目的室A	720円	1,120円	1,440円
多目的室B	720円	1,120円	1,440円

事業概要（令和3年度版）

スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）

★発行 令和4年6月
北区総務部多様性社会推進課
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
03-3913-0161（ダイヤルイン）

刊行物登録番号 4-1-017
